

# 石川県スキー連盟 慶弔規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、石川県スキー連盟(以下連盟という)の慶弔金等の取り扱いを定める。

(対 象)

第2条 本規程の慶弔金等贈与の対象範囲は、次に掲げるとおりで本人、配偶者及び1親等とする。

- (1) 連盟の顧問及び現役役員
- (2) 連盟の所属団体の会長
- (3) 連盟の系統団体の役員で会長が必要とするもの
- (4) 連盟の職員
- (5) そのほか会長が必要と認めるもの

(弔慰基準)

第3条 弔慰金等は、表1を基準とする。

表 1

|     | 本人      | 配偶者     | 1親等     |
|-----|---------|---------|---------|
| 電 報 | ○       | ○       | —       |
| 供 花 | ○ 半対    | ○ 半対    | ○ 半対    |
| 香 典 | 20,000円 | 10,000円 | 10,000円 |

- (1) 表1を基準とするが、本人または遺族より断りの申し出があった場合は、意向に沿って対処するものとする
- (2) 表1の基準に該当しない場合で、会長が必要と認めた場合は、会長の指示により相応の対応を行うことが出来るものとする。

(慶 事)

第4条 連盟の顧問及び役員に慶事が生じた場合は、会長の判断により生花及び祝電を贈るものとする。

(事務等)

第5条 慶弔に関する事務は、総務本部が行うものとする。

- (1) 連盟役員は、慶弔事項が生じた場合、速やかに総務本部長へ連絡するものとする。
- (2) 総務本部長は、会長並びに常務理事に情報を伝達すると共に、会長及び理事長に対応を協議し処理を執り行うものとする。
- (3) 総務本部長は、会計担当者に支払い等について指示するものとする。
- (4) 原則として、連盟に連絡があった場合に執り行うものとする。

第6条 本規程の変更、廃止は理事会の議決による。

附 則

この規程は令和3年5月12日より施行する。